

平成29年度 熊本時習館私学支援事業補助金（追加募集）Q & A

※ 申請前に必ずお読みください。

【共通事項】

Q 1 補助金の申請者は誰になりますか。

補助金の申請者は、県内所在の私立中学高等学校の設置者（学校法人理事長）になります。学校長及び教職員個人では補助金の申請はできません。

Q 2 補助金の交付申請は事業毎に行なう必要がありますか。

補助金の交付申請は、交付申請書を事業毎に作成のうえ、申請してください。申請書類は以下のサイトでダウンロードできます。

【熊本県ホームページ】

トップページ > 組織から探す > 総務部 > 私学振興課

【くまもと私学情報サイト】URL <http://www.jishukan.jp/>

トップページ > 熊本県の事業・施策

Q 3 いつまでに申請すればいいですか。

今回の申請は大学進学支援事業のみとなり、申請期間は平成29年9月13日から平成29年12月22日までとなっています。今回の追加募集では、交付決定日以降の支出が補助金の対象となります。

なお、申請書の審査等、事務手続きに時間を要するので、申請書提出は事業着手（開始）日の2週間前までに提出してください。

また、補助対象の適否、申請に必要な書類の確認を事前に行うことで、申請手続きが円滑になるので、事業の企画検討段階でご相談願います。（事前にメール、FAX等のやり取りで申請書類のチェックを行っておくと、書類の出し直し等の手間も減ります。）

Q 4 申請書は持参する必要がありますか。

事前にメール等で申請書類の内容等について、県担当が確認していれば、申請書の提出は郵送でも構いません。その場合、郵便事故等を避けるため、発送について連絡するか、到着について確認をしてください。

また、申請書類に誤り、不足がなく完備していることが受付の条件になります。

Q 5 申請は何度でもできるのですか。

予算に余裕があれば、1校あたり複数回申請することができます。

Q6 補助金の申請額の算出方法を教えてください。

「補助対象経費」に補助率を乗じ、「補助基準額」と比較して少ない方の額（ただし、千円未満切り捨て）になります。

Q7 事業の実施期間はいつからいつまでになりますか。

事業の開始は、原則として補助金の交付決定後になります。事業の完了は実績報告書の提出期限である平成30年3月23日（金）までになります。

また、実績報告書の提出期限までに支払も含め、事業が完了しなければ、補助金の交付はできません。

Q8 申請すれば必ず補助金の交付を受けることができますか。

事業内容等が適切か審査し、予算の範囲内で交付決定を行いますので、申請すれば必ず交付を受けることができるわけではありません。

事業内容等が補助金の交付目的や条件に合わない場合や、他に申請された事業への交付決定等により予算が不足する場合は、予算（残額）の範囲内での交付、あるいは不交付になることも考えられますので、あらかじめ御了承ください。

なお、**今回の追加募集については、申請し、内容が適切であると受け付けた事業から決定していき、予算残額が無くなった時点で受付を終了させていただきます。**

Q9 申請書の添付資料について教えてください。

申請時の添付書類となる「その他参考となる資料」は、以下のとおりです。

大学進学支援事業 (合同学習会)	① 実施企画書 ② 生徒への配付資料（開催案内、チラシ等）等の写し
大学進学支援事業 (実践的研究)	① 実施企画書 ② 参加者名簿

Q10 補助金の交付決定はどのようにして分かりますか。

交付決定、不交付どちらの場合でも、申請者に郵送で通知します。

Q11 事業が計画どおりに進められなかったときは、どのようになりますか。

補助対象経費に変更がある場合又はやむを得ず事業内容を一部変更する場合は、必ず事前に御相談ください。

以下に該当する場合は、必ず変更申請の手続きが必要となります。

- ① 補助対象事業の主要部分（事業内容・講師等）の変更
- ② 補助対象経費が30%以上の増減となる変更

変更申請の手続きが必要であるにも関わらず、手続きを行わなかった場合、補助金の交付ができないことがありますので、十分御注意ください。

なお、原則として、補助金の増額は行いません。

Q12 事業が完了したとき、どのような手続きが必要ですか。

事業が完了した日から30日以内、又は平成30年3月23日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。実績報告書を基に、補助金額の確定を行います。事業経費は実績報告までに支払いが完了していなければなりません。

収支精算書の確認のため、領収書等の支払を証明する書類の写しを添付願います。

実績報告書添付書類の「その他参考となる資料」は、以下のとおりです。

大学進学支援事業 (合同学習会)	①カリキュラム ②教材等の当日配付資料 ③写真(私学情報サイト等への転載が可能なもの)
大学進学支援事業 (実践的研究)	① 研究報告書(他校に配布したもの。様式は任意。) ② 研究を基に作成した学習指導案 ③ 研究発表会の開催通知・参加者名簿・写真

Q13 支払を証明する書類には、領収書以外に何がありますか。

支払を証明する書類としては、

- ①現金手渡しの場合 領収書の写し
- ②口座振込の場合 本人の署名押印済の給与明細書の写し
又は受領印押印済の払込受領証

等を添付することになります。

Q14 口座振込で支払う場合、事務処理の都合で翌月払いとなり、実績報告書の提出期限の3月23日（金）までに事業経費の支払が完了しない場合は、どのように対応すべきですか。

通年で実施する事業などで報償費（給与）や旅費の支払いを翌月払いにしている場合、例えば、口座振り込み等で3月分を4月に支払うと、その分は補助金の対象になりません。

未払い分については、事業完了時点で現金で即日払いにするなど、実績報告書の提出期限までに支払いが完了するような対応をお願いします。

Q15 補助金が交付されるのはいつですか。

原則として、補助金の交付は事業終了後の精算払となります。補助金交付確定後、補助金交付請求書を提出していただいたうえで、交付します。

ただし、事業完了前のある程度のまとまった金額の支払いが必要となることも予想されますので、概算払も可能としています。概算払請求書の提出前に、私学振興課へ御相談ください。

Q16 事業終了後、精算額が概算払いで受領した額を下回った場合は、どうなるか。

差額は県に返納していただくこととなります。

Q12の実績報告書の提出により、精算額が概算払いでの補助金の受領額を下回ったことが確認できれば、県から納入通知書を送付しますので、差額を返納してください。

【大学進学支援事業（合同学習会）】

Q 1 補助金の対象となる事業は具体的にどのようなものですか。

県内所在の私立高等学校が他の高等学校（原則私立高校、場合によっては公立高校も可）と連携し、大学への進学を目指す生徒を対象として、外部講師を招き、学力向上を図るために共同で実施する特別授業を補助対象事業とします。

大学受験対策のための教科対策、AO入試対策、小論文対策などの特別授業や集中講義等が対象となります。

Q 2 学校で大学入試対策の特別授業を実施するにあたり、他校へも受講者の参加を呼びかければ、補助対象事業となりますか？

実質、単独校開催の特別授業で、他校に受講者の参加者を呼びかけただけでは、補助対象とはなりません。

複数校での企画・立案により、連携、共同で実施することが条件となります。

Q 3 「外部講師」とは具体的にどのような方が対象になるのですか。

補助対象事業を実施する連携校の教員（非常勤講師等含む）以外の方が対象となります。

例えば、

- ①進学塾、予備校の講師
- ②補助対象事業を実施する連携校以外の教員
- ③ その他、県が外部講師として認める者

といった大学進学のための学力向上を達成するに足りる指導力を有する方になります。

Q 4 前年度まで自校に在籍していた教員（非常勤講師等含む）を、退職後に外部講師として招いて補助対象事業を実施することは可能ですか。

「補助対象事業を実施する連携校以外の教員」として取り扱いますので、可能です。

Q 5 補助対象事業の実施にあたり、外部施設での合宿等の形態を予定していますが、会場の使用料や参加生徒の宿泊料等も補助対象となりますか。

補助対象とはなりません。

補助対象となる経費は、招聘する外部講師への報償費及び旅費（宿泊料含む）のみとなります。

Q 6 講師報償費及び旅費の算定に決まりがありますか。

講師の報償費は所属団体で支払われている時間単価等と比較して、適当と考えられる額にしてください。旅費については、実費相当分又は校内規程旅費に準じてください。

Q7 補助対象事業の実施にあたり、実施期間、招聘する外部講師の人数等の制限はありますか。

実施期間及び外部講師の人数などの制限はありません。また、実施する事業の規模（参加する受講者の人数等）の制限もありません。

Q8 1事業とはどのように考えるものなのですか。

1事業（講座）とは、

- ・ ある一定の連続する期間で実施される事業であること
- ・ 目的及び対象者、日程等を同一とする事業であること

を基準として、判断することとしています。申請の前に事前にご相談ください。

Q9 小論文対策の講座として、春、夏、秋の3回を予定しています。

1事業（講座）としての申請となりますか、それとも3回の事業（講座）申請となりますか。

目的、対象者、内容、日程等を基に判断することになります。それぞれ3事業（講座）としての申請が適当なケース、1事業（講座）としての申請が適当なケースが想定されますので、事前にご相談ください。

Q10 予備校等を会場として実施する特別授業は、補助対象となりますか。

原則として、私立学校を会場として実施するものが補助対象となります。

ただし、教室が使用できないなど、学校外での実施がやむを得ないと判断される事情があるときは、補助対象となる場合があります。必ず事前にご相談ください。

【大学進学支援事業（実践的研究）】

Q 1 補助金の対象となる事業は具体的にどのようなものですか。

県内所在の私立高等学校が他の私立高等学校と連携し、大学受験のための実践的指導法（教授法）の開発・充実に資する研究を行った場合、補助対象事業となります。

研究内容が実際の授業に反映できる具体性を要しており、単なる調査視察にとどまらず、分析及び検証を伴っていることが必要です。

また、研究成果についての研究発表（公開授業形式等）を研究校以外の私立高等学校にも呼びかけて1回以上実施するとともに、研究報告書の作成・配布により、研究校以外の私立高等学校へのフィードバックを行うことが必要となります。

Q 2 具体的にはどのような経費が補助対象となりますか。

①講師を招聘する場合の報償費、旅費、②先進校等を視察する場合の教職員の旅費、③教材開発や研究報告書作成のための需用費、④研究発表・打合せ等に係る会場使用料及び賃借料、⑤通信運搬費が対象となります。

Q 3 対象となる研究はどのようなものですか。

原則教科単位（A O入試対策、小論文対策も含む）で、他の私立高等学校と連携して行う研究が対象となります。

Q 4 他の私立高等学校との連携とありますが、何校以上との連携が必要ですか。

2校以上であれば対象となります。

Q 5 審査基準はありますか。

審査にあたっては、主に以下の点を参考にしますので、申請書に添付する実施企画書はその点を反映させて作成してください。

- ・研究内容が教育活動に反映できる具体性を有しているか。
- ・通常の教育活動範囲にとどまらず、大学入試制度改革に対応させるなど、発展的な研究となっているか。
- ・研究内容が調査研究にとどまらず、分析・検証が伴っているか。
- ・助成期間内で確実に実施でき、成果を示すことが可能な計画であるか。
- ・成果目標や評価指標が明確であるか。
- ・取組みや得られた成果をどのような方法で定着させるのか。
- ・他校の教育活動にも資するものになっているか。
- ・見学及び調査旅行経費の割合が著しく高くなっていないか。

Q6 講師報酬費や旅費の算定に決まりがありますか。

合同学習会と同様、講師の報酬費は所属団体に支払われている時間単価等と比較して、適当と考えられる額にしてください。旅費については、実費相当分又は校内規定旅費に準じてください。

Q7 合同学習会と組み合わせて本事業を利用することは可能ですか。

可能です。合同学習会を模範授業と位置付け、それを参考に指導法についての研究を深め、実践的な指導法の開発・充実につなげる場合は、あわせて本事業を利用することが可能です。